2 福保高施第 873 号
令和 2 年 7 月 13 日

各高齢者施設等管理者　殿

東京都福祉保健局高齢者施策推進担当部長
山本　謙治
（公印省略）

高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症対策の再徹底について

日頃から、東京都の高齢者福祉施策にご理解とご協力をいただき有難うございます。

7 月に入り、都内の新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数が最多を更新するほか、施設でも感染報告が続くなど、感染拡大に警戒が必要な段階となっています。各施設等におかれては、これまでの都や国からの通知に基づき、感染拡大防止の基本を改めて徹底していただくようお願いします。また、施設等の職員の皆様に対しても、普段より手洗いの徹底、マスクの着用、「3 つの密」を避ける行動等、感染拡大防止に努めていただくよう、御指導をお願いします。

取組に当たっては、先月に都が作成した動画「高齢者施設における新型コロナウイルス感染予防～正しい知識とケアの方法で高齢者を守ろう！～」や別紙「高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症対策の注意点」をご参照ください。

（参考）動画掲載場所
〉福祉保健局ホームページ
https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/shisetu/covid19douga.html

東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課
○　特養・老健・介護医療院・軽費・養護
施設運営担当　　電話　03-5320-4264
○　有料老人ホーム
有料老人ホーム担当　　電話　03-5320-4296

別　紙

高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症対策の注意点

1　施設等における取組

1	施設において感染対策委員会を設置しており、感染症対策の責任者、チームメンバーを決めている。	□
2	感染症に関する指針・マニュアルが整備されており、全ての職員に周知している。	□
3	施設内で感染症が発生した際の連絡体制が整備されており、全ての職員に周知している。	□
4	都作成の「高齢者施設における新型コロナウイルス感染予防」動画を活用するなどして、感染症対策の職員研修を年２回以上実施している。	□
5	感染予防に必要な衛生資材（消毒薬・マスク・手袋・ガウン等）を確保している。	□
6	新型コロナウイルス感染疑い例（職員・利用者）が発生した際は、保健所・区市町村・都に報告することを知っている。	□
7	職員に対し、プライベートにおいても、なるべく人混みや密になりやすい場所を避ける、人混みに行く場合はマスクを着用するなど、感染防止に努めるよう、指導している。	□

2　各職員における取組

1	毎日、出勤前に検温し、発熱や咳など体調不良時は管理者へすぐに報告して無理に出勤しない。	□
2	家族に感染症状がある場合、管理者へ報告し、対応を相談する。	□
3	出退勤時、利用者ごと、ケアごと、防護具の着脱前後などは必ず手指消毒する。	□
4	勤務中はマスクを着用する。マスクは正しく着用する。マスクの表面は触らない。	□
5	休憩室や会議室など、狭い空間に多くの人が集まらないよう注意する。換気を定期的に行う。会話するときはマスクをつける。	□
6	飲食の際は会話を控え、向かい合わせに座らないよう気を付ける。	□
7	共有して使用するロッカーやテーブル、パソコンなどは定期的に清掃・消毒する。	□